個人情報の保護に関する法律施行条例の解釈及び運用について

第１条（趣旨）関係

> 第１条　この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第75条第５項の規定による個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿の作成及び公表、法第89条第２項並びに法第119条第３項及び第４項の手数料、法第108条に規定する保有個人情報の開示の手続に関する事項、法第129条の規定による審議会その他の合議制の機関への諮問その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第１　趣旨

本条は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年北海道条例第33号）の趣旨を明らかにしたものである。

第２　解釈及び運用

１　個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）「第75条第５項の規定による個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿」とは、第３条に規定する「個人情報取扱事務登録簿」を指す。

２　「法第89条第２項の手数料」とは、第６条第１項に規定する開示請求に係る手数料を指す。

３　「法第119条第３項及び第４項の手数料」とは、第７条に規定する行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料を指す。

４　「法第108条に規定する保有個人情報の開示の手続に関する事項」とは、第４条に規定する開示決定等の期限及び第５条に規定する開示決定等期限の特例を指す。

５　「法第129条の規定による審議会その他の合議制の機関への諮問」とは、第８条に規定する北海道情報公開・個人情報保護審査会への諮問を指す。

６　「その他法の施行に関し必要な事項」とは、第９条に規定する運用の状況の公表及び第10条に規定する実施機関への委任を指す。

第２条（定義）関係

第２条　この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。
２　この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、連合海区漁業調整委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者、病院事業管理者及び警察本部長並びに道が設立した地方独立行政法人をいう。

第１　趣旨

本条は、この条例の基本的な用語及び「実施機関」について定義したものである。

第２　解釈及び運用

１　第１項関係

本項は、この条例において使用する用語については、法において使用する用語の例によることを定めたものである。

２　第２項関係

(1) 本項は、この条例の規定が適用される道の機関及び道が設立した地方独立行政法人を定めたものである。

(2) 「実施機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）、警察法（昭和29年法律第162号）及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）により、独立して事務を管理し、執行する知事、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、連合海区漁業調整委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者、病院事業管理者及び警察本部長並びに道が設立した地方独立行政法人をいう。

(3) 地方独立行政法人のうち試験研究、大学の設置・管理、病院事業等を行うものであって個人情報データベース等を事業の用に供している者は個人情報取扱事業者（法第16条第２項）に該当し、民間の病院、大学等と同様、法第４章の規定が適用される。そのため、当該地方独立行政法人は、法第２条第11項第４号の地方独立行政法人の定義から除かれている。しかし、法第125条第２項の規定により、当該独立行政法人については、法第75条（個人情報ファイル簿の作成等）、法第５章第４節（開示、訂正及び利用停止）、同章第５節（行政機関等匿名加工情報の提供等）等の規定が適用されることから、当該地方独立行政法人をこの条例の実施機関に加えることとしたものである。

第３条（個人情報取扱事務登録簿）関係

第３条　実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下この条において「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下この条において「登録簿」という。）を作成しなければならない。

(1) 個人情報取扱事務の名称

(2) 個人情報取扱事務の目的

(3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称

(4) 個人情報取扱事務を開始する年月日

(5) 個人情報の対象者の範囲

(6) 個人情報の項目

(7) 個人情報の収集先

(8) 前各号に定めるもののほか、実施機関が定める事項

２　実施機関は、登録簿に記載した前項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、当該変更に係る個人情報取扱事務を開始する前に、登録簿を修正しなければならない。

３　前２項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

(1) 実施機関が法第75条第１項の規定により作成した個人情報ファイル簿に係る個人情報取扱事務

(2) 実施機関の職員（道が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下この号において同じ。）又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報取扱事務

(3) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に関する個人情報取扱事務

(4) 北海道立文書館、北海道立総合博物館その他の道の施設による一般の利用に供することを目的とした収集、整理及び保存に係る個人情報取扱事務

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、実施機関は、第１項第６号から第８号までに掲げる事項を登録簿に記載し、又は個人情報取扱事務について登録簿を作成することにより、個人情報取扱事務の目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、同項第６号に掲げる事項の一部若しくは同項第７号若しくは第８号に掲げる事項の全部若しくは一部を登録簿に記載せず、又はその個人情報取扱事務について登録簿を作成しないことができる。

５　実施機関は、第１項の規定により作成した登録簿に係る個人情報取扱事務を廃止したとき、又は当該個人情報取扱事務に係る個人情報ファイル簿を法第75条第１項の規定により作成したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る記載を抹消しなければならない。

６　実施機関は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

第１　趣旨

本条は、実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、その目的、個人情報の対象者の範囲、項目、収集先等を明らかにすることにより道民等が実施機関における保有個人情報の取扱状況を確認することができるようにするとともに、保有個人情報の開示の請求等に資することとするため、個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、一般の閲覧に供する

義務があることを定めたものである。

第２　解釈及び運用

１　第１項関係

(1) 本項は、実施機関は、登録簿の作成の義務があることを定めたものである。

(2) 「個人情報を取り扱う事務」とは、実施機関の所掌する事務であって、当該事務を実施するために、通常、個人情報の収集、管理、利用等を伴うものをいう。

(3) 「あらかじめ」とは、個人情報取扱事務を開始する前を意味する。

(4) 第１号関係

「個人情報取扱事務の名称」とは、個人情報取扱事務の内容が道民等に具体的に明らかになるような名称をいう。

(5) 第２号関係

「個人情報取扱事務の目的」とは、個人情報取扱事務の目的が道民等に具体的に明らかになるような目的をいう。

(6) 第３号関係

「個人情報取扱事務を所管する組織の名称」とは、個人情報取扱事務を担当する部課等の名称をいう。

(7) 第４号関係

「個人情報取扱事務を開始する年月日」とは、個人情報取扱事務を開始する年月日をいうものである。

なお、この条例の施行日（令和５年４月１日）以前から行われている事務であって同日以降も継続するものについては、当該事務を開始する年月日は同日とすること。

(8) 第５号関係

「個人情報の対象者の範囲」とは、個人情報取扱事務において取り扱う個人情報の対象者の範囲をいい、具体的には、申請者、届出者、納税義務者、受験者等のような個人の類型をいう。

(9) 第６号関係

「個人情報の項目」とは、氏名、住所、運転免許証番号、病歴、家庭状況、職歴、資産状況等の個人情報取扱事務に係る個人情報の内容をいう。

(10) 第７号関係

「個人情報の収集先」とは、個人情報取扱事務において取り扱うこととなる個人情報の収集先をいう。

(11) 第８号関係

「実施機関が定める事項」とは、個人情報の保護に関する法律施行細則（令和５年北海道規則第26号。以下「規則」という。）第４条第２項の規定する次の事項をいう。

ア　個人情報の経常的な提供先

イ　個人情報の処理形態

ウ　個人情報を取り扱う事務に係る外部委託の有無

２　第２項関係

本項は、登録簿に記載した第１項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、当該変更に係る事務を開始する前に登録簿を修正しなければならないことを定めたものである。

３　第３項関係

(1) 第１号関係

本号は、実施機関が法第75条第１項の規定により作成した個人情報ファイル簿に係る個人情報取扱事務については、登録簿の作成等は要しないことを定めたものである。

(2) 第２号関係

ア　本号は、実施機関の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務については、個人情報取扱事務の登録制度の趣旨に照らし道民等に明らかにする意義に乏しいため、登録簿の作成等は要しないことを定めたものである。

イ　「実施機関の職員（道が設立した地方独立行政法人の役員を含む。）」とは、知事、行政委員会の委員、監査委員、公営企業管理者、病院事業管理者及び道が設立した地方独立行政法人の役員のほか、実施機関の職務上の指揮監督権限に服する全ての職員をいう。

なお、この中には、教育委員会が任命権を有する市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第１条及び第２条に規定する職員も含まれる。

ウ　「（実施機関の）職員であった者」とは、実施機関を退職、失職又は免職により離職した者及び出向等により実施機関の職員であった者で現に実施機関の職員ではないものをいう。

エ　「人事、給与、福利厚生等に関する事務」とは、人事に関する事務（試験、資格、任免、分限等に関する事務をいう。）、給与に関する事務（給料、扶養手当、調整手当等に関する事務をいう。）、福利厚生に関する事務（健康管理、公宅等の貸与等に関する事務をいう。）のほか、災害補償、研修、表彰等の事務をいい、これらの事務の一環として職員の被扶養者等に関する個人情報を取り扱う場合も含まれる。

(3)　第３号関係

ア　本号は、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行に代表される刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序の維持に関する事務については、当該事務の適正な執行のために情報の秘匿性が要求されることから、登録簿の作成等は要しないことを定めたものである。

なお、「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。

イ　「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。

ウ　「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。

エ　「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。

オ　「公訴の維持」とは、提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証・公判準備などの活動のことをいう。

カ　「刑の執行」とは、刑法（明治40年法律第45号）第２章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行、過料、訴訟費用、費用賠償及び仮納付の各裁判の執行、恩赦についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、本号の「刑の執行」に該当する。

キ　本号でいう「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味し、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）以外の特別法により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事

司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続も含まれる。

(4) 第４号関係

ア　本号は、北海道立文書館等の道の施設が一般の利用に供することを目的として収集、整理及び保存をしている保有個人情報については、当該施設の固有の目的のために管理され、当該施設の利用規程等により閲覧等の手続が定められていることから、登録簿の作成等は要しないことを定めたものである。

イ　「その他の道の施設」とは、北海道立図書館、北海道立近代美術館等をいう。

ウ　「一般の利用に供することを目的とした収集、整理及び保存に係る個人情報取扱事務」とは、北海道立文書館等が一般の閲覧に供することを目的として収集、整理及び保存している図書、資料、刊行物等において取り扱われているものをいう。

4　第４項関係

(1) 本項は、第１項第６号から第８号までに掲げる事項を登録簿に記載し、又は個人情報取扱事務について登録簿を作成することにより、個人情報取扱事務の目的に係る事務の性質上、執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、同項第６号に掲げる事項の一部若しくは同項第７号若しくは第８号に掲げる事項の全部若しくは一部を登録簿に記載せず、又はその個人情報取扱事務について登録簿を作成しないことができることとしたものである。

(2) 「当該事務の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき」であるかどうかを判断するに当たっては、判断を行う実施機関の恣意的な判断にゆだねるという趣旨ではなく、当該支障と登録簿への記載によって得られる利益等を比較衡量した上で「著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき」に該当するか否かを客観的に判断する必要がある。

5　第５項関係

本項は、登録簿を作成した個人情報取扱事務を廃止した場合又は当該個人情報取扱事務に係る個人情報ファイル簿を法第75条第１項の規定により作成した場合の実施機関の記載の抹消義務を定めたものである。

6　第６項関係

(1) 本項は、実施機関は、登録簿を道民等の閲覧に供する義務があることを定めたものである。

(2) 「一般の閲覧に供し」とは、登録簿を実施機関の所定の窓口等に備え置き、利用者が自由に閲覧し得る状態にしておくことをいう。

第４条（開示決定等の期限）関係

第４条　開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第３項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

２　前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を14日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

第１　趣旨

本条は、開示請求があった場合において、実施機関は、原則として開示請求があった日から14日以内に開示決定等をする義務があること及び事務処理上の困難その他正当な理由等により14日以内に開示決定等をすることができないときは、その期間を延長することができることを定めたものである。

第２　解釈及び運用

１　第１項関係

(1) 本項は、実施機関に対して、原則として開示請求があった日から14日以内に、開示決定等をしなければならないことを義務付けたものである。

(2) 「開示請求があった日」とは、開示請求書が行政情報センター等に「到達した日」を指し、具体的には、①来庁による開示請求の場合は、開示請求者が来庁して開示請求書を提出した日、②送付による開示請求の場合は、開示請求書が事務所に到達した日、③電子申請による開示請求の場合は、開示請求書が電子システムのサーバで受信された日をいう。

(3) 「開示請求があった日から14日」とは、開示請求があった日の翌日から起算し（民法（明治29年法律第89号）第140条の規定による初日不算入）、14日目が開示決定等期間の満了日となることを意味する。

また、同法第142条の規定によりその期間の末日が北海道の休日に関する条例（平成元年北海道条例第２号）第１条第１項に規定する休日に当たる場合は、その翌日をもって期間が満了することとなる。なお、この間に開示請求書の補正が行われた場合は、その補正に要した日数は当該期間に算入されない。

(4) 実施機関は、14日の期間より少ない日数で開示決定等をすることができる場合は、速やかに当該開示決定等をするものとする。

２　第２項関係

(1) 「事務処理上の困難その他正当な理由」については、法第86条の規定による第三者に対する意見書提出の機会の付与の要否、請求に係る保有個人情報の量、請求に係る保有個人情報の開示・不開示の審査の難度、当該期限までの時期における他の開示請求事案の状況のほか、他の業務の繁忙、勤務日等の状況なども総合的に考慮して、当該開示請求の事務処理が困難となるか否かにより判断する。

(2) 「同項に規定する期間を14日以内に限り延長することができる」とは、第１項の期間を開示決定等をすることができる時期まで14日間を限度として延長することができるという趣旨である。

(3) 「延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない」とは、開示決定等の期間を延長する場合は、その理由及び延長後の開示決定等をすることができる時期を、開示請求者に文書をもって通知することを実施機関に義務付けたものである。

(4) 本項に基づく通知に際しては、開示決定等の期間の延長が必要である具体的な理由を記載するものとする。

(5) 保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する場合及び開示請求に係る保有個人情報を保有していない場合にする開示をしない旨の決定については、その期間の延長を可能とする正当な理由は乏しいものと考えられる。

第５条（開示決定等の期限の特例）関係

第５条　開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から28日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第１項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

第１　趣旨

本条は、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から28日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第４条の規定にかかわらず、当該保有個人情報のうち相当の部分につき28日以内に開示決定等をし、残りの部分については相当の期間内に開示決定等をすれば足りること等について定めたものである。

第２　解釈及び運用

１　開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため､開示請求があった日から14日以内はもとより、第４条第２項の規定に基づく期間の延長（14日以内）を行ったとしても、当該期間内（28日以内）に開示請求に係る保有個人情報の全てについて開示決定等を行うと、事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあると判断される場合には、本条の規定（以下「特例規定」という。）を適用することを定めたものである。

なお、この場合、28日以内に処理できる分については当該期間内に開示決定等を行うこととなるが、期限の特例の対象となるのはその残りの分である。

２　特例規定を適用する場合には、開示請求者に対して、書面により、特例規定を適用する旨、その理由及び28日以内に開示決定等ができないと考えられる残りの保有個人情報についての開示決定等をする期限を通知しなければならず、当該通知は、開示請求があった日から14日以内にされなければならない。

３　「開示請求に係る保有個人情報が著しく大量である」とは、一件の開示請求に係る保有個人情報の量とその審査等に要する業務量によることとなるが、実施機関の事務体制、他の開示請求事案の処理に要する業務量、その他事務の繁忙、勤務日数等の状況を総合的に考慮した上で判断するものである。

また、当該開示請求の処理を担当する部局が遂行すべき通常の業務に容認できない停滞等の支障を来す場合には、「事務の遂行に著しい支障」が生じているものと判断することができる。

４　「残りの保有個人情報について開示決定等をする期限」とは、最終的に当該開示請求に係る保有個人情報の全てについての開示決定等を終えることが可能であると見込まれる期限であり、具体的に年月日で示す必要がある。「この規定を適用する理由」としては、本条の適用要件が「事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」であることを踏まえ、本条を適用することが必要となった事情を一般的に理解し得る程度に示すことが必要である。

第６条（開示請求に係る手数料等）関係

第６条　法第89条第２項の手数料は、無料とする。
２　法第87条第１項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。ただし、知事は、特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第８項に規定する特定個人情報をいう。）の写しの交付を受ける者に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該負担すべき費用の額を免除することができる。

第１　趣旨

本条は、保有個人情報の開示請求に係る手数料等について定めたものである。

第２　解釈及び運用

１　第１項関係

実施機関に対し開示請求をする者は、条例で定める額の手数料を納めなければならない（法第89条第２項）が本条では、その額を無料とすることを定めたものである。

２　第２項関係

(1)「当該写しの交付に要する費用」とは、保有個人情報が記録されている公文書の写しの作成に要する費用及び当該写しの送付に要する費用をいう。

(2) 写しの交付に要する費用は、前納とし、現金（現金代用証券にあっては、原則としてゆうちょ銀行の発行する為替証書（普通為替又は定額小為替））又はＱＲコード決済（キャッシュレス決済に係る歳入事務取扱要綱（令和４年３月18日出納局長決定））により徴収するものとする。

(3) ただし書は、特定個人情報の開示に係る公文書の写しの交付に要する費用について、知事の裁量による免除を定めたものである。

特定個人情報を開示する場合に限って免除を認める理由は、次のとおりである。

ア　個人番号は本人の同意なく住民全員に対し付番されるものであり、特定個人情報が不正に転々流通したり不正な取扱いがなされていないかとの住民の危惧に対応するためには、個人の経済的事情によらずに個人自らが、特定個人情報を容易に確認できるようにすることが重要であるため。

イ　特定個人情報は、社会保障・税分野の情報であるため不正確な場合には個人に与える影響が大きく、この点からも本人が自己の特定個人情報の正確性を確認しやすくする必要があるため。

(4)「経済的困難」とは、生活保護法に基づく保護を受けていることが挙げられる。

(5)「規則で定めるところ」とは、規則第18条第１項の規定により、当該費用の額を免除することができることを定めたものである。

第７条（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）関係

第７条　法第119条第３項の手数料の額は、２万1,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。
(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間１時間までごとに3,950円
(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）
２　法第119条第４項の手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) 次号に掲げる者以外の者　法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第３項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
(2) 法第115条（法第118条第２項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者　１万2,600円
３　前２項の手数料は、規則で定めるところにより、北海道収入証紙で納付しなければならない。

第１　趣旨

本条は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を実施機関と締結する者が、当該実施機関に対して支払う手数料の額を定めたものである。

第２　解釈及び運用

１　第１項関係

(1) 本項は、法第119条第３項の手数料の額を定めたものであるが、同項において、その額は政令で定める額を標準として条例で定めることとされており、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）第31条第４項で規定する額としたものである。

当該政令で定める額の説明は、次の(2)から(4)までのとおりであり、実際の積算に当たり、留意する必要がある。

(2) 行政機関等匿名加工情報の提供に関する事務を遂行するために必要となる提案の審査や審査結果の通知、契約の締結、成果物たる行政機関等匿名加工情報の提供など基本的な事務に対応する手数料として、提案１件当たり２万1,000円とする。

(3) 第１号関係

行政機関等匿名加工情報を作成するに当たっては、個人情報ファイルを管理運用している情報システムからのデータ抽出方法の設計及びデータ抽出の実行、加工のためのプログラムの設計及び加工情報の実行、成果物の検査等が必要となり、当該作成に必要とされる工数（単位：人時）を見積もり、当該工数に時間単価3,950円を乗じた額とする。

(4) 第２号関係

行政機関等匿名加工情報の作成に当たり、高度かつ専門的な加工を必要とする場合には、その作成を事業者に委託することも考えられるが、この委託に当たっては、専門技術を有するエンジニアなどの要員が必要となり、実施機関において作成するよりも人件費が高額になる蓋然性が高くなると考えられることから、委託先の事業者に対して支払う費用を実費として手数料に加算する。

なお、作成の委託をする場合、実施機関において委託手続をするために生じる事務（委託のための

文書の起案・決裁等）に必要な時間については、作成に要する時間に応じた金額（１時間までごとに3,950円）に含まれ、委託を受けた者に対して支払う委託費については、行政機関等匿名加工情報の作成を委託した場合に委託を受けた者に対して支払う実費として積算すること。

２　第２項関係

(1) 本項は、法第119条第４項の手数料の額を定めたものであるが、その額は、第１項と同様に政令第31条第５項で規定する額としたものである。

当該額の考え方は次の(2)及び(3)のとおり。

(2) 第１号関係

既に作成された行政機関等匿名加工情報について、その提供を受けていない別の事業者が利用に関する契約を締結する場合は、既に作成された行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者と同じ行政機関等匿名加工情報の提供を受けることとなるため、最初に当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者と同一の手数料の額を定めたものである。

(3) 第２号関係

既に行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結して行政機関等匿名加工情報の提供を受けた者が、別の利用目的で当該行政機関等匿名加工情報を利用しようとする場合や当初の利用期間を超えた利用を希望する場合に実施機関に対し支払う手数料の額を定めたものである。

３　第３項関係

行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料は、北海道収入証紙により納付することを定めたものである。

第８条（北海道情報公開・個人情報保護審査会への諮問）関係

第８条　実施機関（道が設立した地方独立行政法人を除く。以下この条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、北海道情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第１項の規定に基づき講ずる措置の基準を定め、又は変更しようとする場合

(3) 前２号に掲げる場合のほか､実施機関において講ずる個人情報の取扱いに関する措置について、運用の方法を定め、又は変更しようとする場合

第１　趣旨

本条は、実施機関（道が設立した地方独立行政法人を除く。）が、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができることを定めたものである。

第２　解釈及び運用

１　「特に必要であると認めるとき」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方についてサーバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう。

２　第１号関係

この条例を改正し、又は廃止しようとする場合は、本条を適用する旨定めたものである。

３　第２号関係

法第66条第１項の規定に基づき講ずる措置の基準を定め、又は変更しようとする場合は、本条を適用する旨定めたものである。

４　第３号関係

前２号に掲げる場合のほか、実施機関において講ずる個人情報の取扱いに関する措置について、運用の方法を定め、又は変更しようとする場合は、本条を適用する旨定めたものである。

第９条（運用の状況の公表）関係

第９条　知事は、毎年度、各実施機関の法及びこの条例の運用の状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

第１　趣旨

本条は、知事が、各実施機関の法及びこの条例の運用の状況を取りまとめ、公表することを定めたものである。

第２　解釈及び運用

１　「法及びこの条例の運用の状況」とは、要綱第７で定める事項とする。

２　本条の公表は、道民に広く周知できる方法により行うものとする。

第10条（実施機関への委任）関係

第10条　この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第１　趣旨

本条は、この条例の施行に関し必要な事項に関する実施機関への委任について定めたものである。

第２　解釈及び運用

審査会に関する事項を除き、この条例の施行に関し必要な事項は、各実施機関がそれぞれの規則等により定めることとしたものである。